

改正鉱業法における鉱物の探査について

鉱物の探査の許可 【第100条の2】

鉱物の探査(鉱物資源の開発に必要な地質構造等の調査(鉱物の掘採を伴わないものに限る。)であつて、地震探鉱法その他一定の区域を継続して使用するものとして使用するものとして経済産業省令で定める方法によるものをいう。以下単に「探査」という。)を行おうとする者は、経済産業大臣に申請して、その許可を受けなければならない。

鉱業法における探査許可制度は国内資源の適正な管理の観点から、目的(鉱物資源の開発、科学的調査)の如何に関わらず、「行為」によって規制しているため、経済産業省令で定める方法に該当する探査は全て許可申請の対象となる可能性があります。

該当するか否かに関して御不明な場合はご相談ください。

「経済産業省令で定める方法」とは…

○地震探鉱法

人工的に振動を起こすことで地震波を発生させ、その反射波を検知する方法。

○電磁法

電磁波を海底面近くで発生させ、生じた電磁場の変化を検知する方法。

○集中的サンプリング探査法

底質を収集する機器を用いて、底質を集中的に収集する方法。

(参考)申請様式

探査許可申請書
年月日

住所(郵便番号)
申請者 氏名又は名称 印
(電話番号)

下記のとおり、鉱業法第100条の2第1項の規定により、探査の許可を受けたいので、探査を行おうとする区域を表示する図面及び法第100条の3第2号に該当しないことを誓約する書面を添えて、申請します。
部

1. 探査区域の所在地
2. 探査の期間
3. 船舶探査の実施計画
(1) 計画区域
(2) 採集者又は実施者の国籍
(3) 目的とする鉱物の名称
(4) 政府機関との委託関係がある場合、政府機関の名称及び住所
(5) 計画の基準
(6) 当該探査を実施しようとする区域の危険防止のために必要な措置に関する事項
(7) 当該探査の実施体制(請負に関する事項を含む。)
(8) 当該探査と競合する過去又は将来の探査計画

4. 探査の方針
(1) 海域において行う探査にあつては船舶の詳細(計画に使用しているその他の船舶を含む。)
(1) 船舶の名称、種類、船籍、船舶番号及び信号番号
(2) 船舶の所有者の氏名、住所及び電話番号
(3) 船舶の責任者の氏名、住所及び電話番号
(4) 全長、最大喫水、総重量及び航行最大速度
(5) 船舶への連絡手段
(6) 船員数
(7) 船舶全体を確認できる写真
(2) 装置及び機器の詳細
(1) 探査区域又は第4条の2各号に掲げる方法のうち該当するもの
(2) その他の使用する主要な装置及び機器
(3) ①の装置及び機器の仕様及び個数等
(4) その他の、当該探査の方針を把握するために必要な事項
5. 荷役予定期及び日程
6. 公共の用に供する施設若しくはこれに準ずる施設、文化財、公園又は歴史資源の保護に関する事項
7. 農業、林業、漁業又はその他の産業との調整に関する事項
8. 申請に係る探査が他人の権利で行われるもの場合は、当該権利の権利擁護者との調

様式第36(第44条の3第1項関係)
探査を行おうとする区域を表示する図面(世界測地系)
年月日
住所 申請者 氏名又は名称

1. 申請の区域の所在地
2. 申請の区域の面積
3. 半円直角座標系の番号

備考
1 探査を行おうとする区域を表示する図面(世界測地系)は、上記の例により作成すること。(緯度、経度の既存値、Y座標番号を記入すること。)
2 探査を行おうとする区域を表示する図面の縮尺は、原則10,000分の1とすること。
3 地形図名欄には、探査を行おうとする区域を含む国土理数済行の50,000分の1地形図が表示し難いときは、縮尺を明記のこと。
4 地形図名欄には、探査を行おうとする区域を含む国土理数済行の50,000分の1地形図が表示されている場合は、その図名を記載し、さらに、当該探査を行おうとする区域の範囲が当該地形図を4等分した四隅のうち、いずれの区間に該当するか白印で示すこと。
5 番号は、国土理数済行の50,000分の1地形図の国式番号及び日本工業規格山形番号(JIS-S 0491)によること。
6 番号のうち、既に埋けられたものは、それぞれの色別によること。

並に開く事項
9 探査結果の取扱いに関する事項
備考
1 「3.(5) 計画の目標」には陸域、海域別の測量範囲、探査方法など探査の内容を記載し、当該探査で求める成果を記載すること。
2 様式第2の備考6及び様式第13の1の備考3に準ずる。

赤色・・・三角点の標高、真北線、探査を行おうとする区域の頂点及びその番号、頂点の既存値、境界線、青色・・・河川、湿地、沼澤、海岸線、かつては、道路
黒色・・・上質紙、和紙、合成紙その他の長期保存に適したものを用いること。
7 記載には、印刷インク、ボールペン(水性かつ染料を使用したものを除く)、油性インクの他適色し、又は消失しないものを用いること。
8 番号は、原用として、図面左端に書くこと。
9 図面区域、予備測量区域、探査測量又は探査を行う位置を記録するため必要な事項を記載すること。